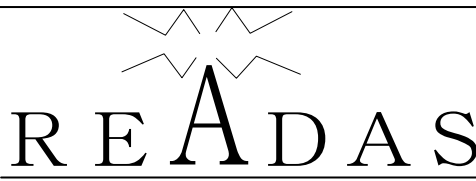


第 5338 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 10月 28日 水曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

④ 免税事業者が調整対象固定資産を取得する場合

Q：私は消費税の免税事業者です。3年後に賃貸マンションを取得する予定ですが、今年に課税事業者の届出をして課税事業者になり、3年目に課税事業者選択不適用届出書を提出すれば、控除税額の調整は不要になりますか？

A：不要になると思われます。

【解説】

免税事業者が課税事業者を選択した場合において、課税事業者を選択した課税期間の初日から2年以内に調整対象固定資産の課税仕入等を行った場合は、調整対象固定資産の課税仕入等を行った課税期間から3年間は免税事業者に戻れず、また、簡易課税制度の選択もできないこととなっており、課税売上割合が著しく変動した場合には、調整対象固定資産に関する仕入に係る消費税額の調整を行わなければならないこととなっています。

つまり、消費税額の調整をしなければならないのは、免税事業者が課税事業者となった課税期間の初日から2年以内に調整対象固定資産を取得した場合に限られるということです。ご質問の場合は、課税事業者を選択した後3年を経過する課税期間に調整対象固定資産を取得することですので、この適用の対象にならず、したがって、3年目の課税期間中に消費税課税事業者選択不適用届出書を提出すれば、4年目からは免税事業者に戻ることができます。

